

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
広陵町	奈良交通(株)	(1) 中央幹線	近鉄高田駅	広陵町役場	国保中央病院	往 11.1km 復 11.3km	361日	1444.0回			路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補助 対象地域間幹線系統「高 田五條線」「高田イオン モール線」「高田新家線」 と接続する。(近接)	③
		(2) 北部支線A	広陵町役場	(左回り) はしお元気村	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	966.0回			路線定期 運行	①	エバグリーン広陵店前で 補助対象地域間幹線系 統「高田イオンモール線」 「高田新家線」と接続す る。(近接)	③
		(3) 北部支線B	広陵町役場	(右回り) 真美ヶ丘センター	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	722.0回			路線定期 運行	①		③
		(4) 南部支線A	近鉄高田駅	(左回り) 真美ヶ丘センター	広陵町役場	往 25.8km 復 25.8km	361日	180.5回			路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補助 対象地域間幹線系統「高 田五條線」「高田イオン モール線」「高田新家線」 と接続する。(近接)	③
		(5) 南部支線B	広陵町役場	真美ヶ丘 センター	近鉄高田駅	往 18.1km 復 18.1km	361日	302.5回			路線定期 運行	①		③
		(6) 南部支線C	近鉄高田駅	(左回り) 真美ヶ丘センター	近鉄高田駅	往 26.9km (循環)	361日	361.0回			路線定期 運行	①		③
		(7) 南部支線D	広陵町役場	コープなんご う・百済二条	近鉄高田駅	往 21.9km 復 21.9km	361日	180.5回			路線定期 運行	①		③
		(8) 南部支線E	近鉄高田駅	百済二条・コ ープなんごう	広陵町役場	往 19.3km 復 19.3km	361日	180.5回			路線定期 運行	①		③

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当 する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7の み)
広陵町	奈良交通(株)	(1) 中央幹線	近鉄高田駅	広陵町役場	国保中央病院	往 11.1km 復 11.3km	362日	1448.0回			路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補助 対象地域間幹線系統「高 田五條線」「高田イオン モール線」「高田新家線」 と接続する。(近接)	③
		(2) 北部支線A	広陵町役場	(左回り) はしお元気村	広陵町役場	往 22.6km (循環)	362日	967.0回			路線定期 運行	①	エバグリーン広陵店前で 補助対象地域間幹線系 統「高田イオンモール線」 「高田新家線」と接続す る。(近接)	③
		(3) 北部支線B	広陵町役場	(右回り) 真美ヶ丘センター	広陵町役場	往 22.6km (循環)	362日	724.0回			路線定期 運行	①		③
		(4) 南部支線A	近鉄高田駅	(左回り) 真美ヶ丘センター	広陵町役場	往 25.8km 復 25.8km	362日	181.0回			路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補助 対象地域間幹線系統「高 田五條線」「高田イオン モール線」「高田新家線」 と接続する。(近接)	③
		(5) 南部支線B	広陵町役場	真美ヶ丘 センター	近鉄高田駅	往 18.1km 復 18.1km	362日	302.5回			路線定期 運行	①		③
		(6) 南部支線C	近鉄高田駅	(左回り) 真美ヶ丘センター	近鉄高田駅	往 26.9km (循環)	362日	362.0回			路線定期 運行	①		③
		(7) 南部支線D	広陵町役場	コープなんご う・百済二条	近鉄高田駅	往 21.9km 復 21.9km	362日	181.0回			路線定期 運行	①		③
		(8) 南部支線E	近鉄高田駅	百済二条・コ ープなんごう	広陵町役場	往 19.3km 復 19.3km	362日	181.0回			路線定期 運行	①		③

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
広陵町	奈良交通(株)	(1) 中央幹線	近鉄高田駅	広陵町役場	国保中央病院	往 11.1km 復 11.3km	361日	1444.0回			路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補助 対象地域間幹線系統「高 田五條線」「高田イオン モール線」「高田新家線」 と接続する。(近接)	③
		(2) 北部支線A	広陵町役場	(左回り) はしお元気村	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	965.0回			路線定期 運行	①	エバグリーン広陵店前で 補助対象地域間幹線系 統「高田イオンモール線」 「高田新家線」と接続す る。(近接)	③
		(3) 北部支線B	広陵町役場	(右回り) 真美ヶ丘センター	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	722.0回			路線定期 運行	①		③
		(4) 南部支線A	近鉄高田駅	(左回り) 真美ヶ丘センター	広陵町役場	往 25.8km 復 25.8km	361日	180.5回			路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補助 対象地域間幹線系統「高 田五條線」「高田イオン モール線」「高田新家線」 と接続する。(近接)	③
		(5) 南部支線B	広陵町役場	真美ヶ丘 センター	近鉄高田駅	往 18.1km 復 18.1km	361日	302.0回			路線定期 運行	①		③
		(6) 南部支線C	近鉄高田駅	(左回り) 真美ヶ丘センター	近鉄高田駅	往 26.9km (循環)	361日	361.0回			路線定期 運行	①		③
		(7) 南部支線D	広陵町役場	コープなんご う・百済二条	近鉄高田駅	往 21.9km 復 21.9km	361日	180.5回			路線定期 運行	①		③
		(8) 南部支線E	近鉄高田駅	百済二条・コ ープなんごう	広陵町役場	往 19.3km 復 19.3km	361日	180.5回			路線定期 運行	①		③

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	広陵町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	12,323
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
広陵町地域公共交通計画	令和4年3月	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)